

## 教育長交際費の対応基準

支出区分	支出内容	支出金額
会費	会費等により開催される行事等への参加に係る経費（会食を伴うものに限る）	5千円を上限とする（ただし、会費の額が明確な場合はこの限りではない）
見舞い	病気等に対する見舞いに係る経費	1万円を上限とする
弔慰	葬儀又は法要における香典等に係る経費	別表参照
手土産等	手土産等に係る経費	実費
その他	教育長が特に必要と認めた場合	その都度協議する

### （別表）弔慰関係一覧表

区分		香典	生花	伽見舞
市議会議員 （教育関係所属）	本人	1万円		
	配偶者、実父母 同居の義父母	5千円		
教育委員	本人	1万円		
	配偶者、実父母 同居の義父母	5千円		
学校職員	本人（校長）	1万円		
	本人（校長以外）	5千円		
常勤職員 （報酬支給者・嘱託員）	本人	5千円		
常勤職員 （賃金支給者）	本人	5千円		
児童・生徒 （学校管理下事故死）	本人	5千円		
児童・生徒 （学校管理外事故死）	本人	5千円		
その他		協 議		

上記記載以外で不明な事が生じた場合は、その都度協議する。